

社会福祉協議会では、参加者と協力者が協働で企画をし、共に運営していく  
 楽しい仲間づくりと交流の場としてのサロン活動を推進しています。

## <ふれあい・いきいきサロン助成金について>

### 1. 助成対象となるサロン団体

- ①地域の対象者を広く受け入れる姿勢がある
- ②固定化されていない参加者で開催されている
- ③連絡先・活動内容等を情報公開できる
- ④営利を目的とした活動、政治活動及び宗教活動を行わない
- ⑤会則・役員体制があり、会長・副会長・会計・会計監査を定めている
- ⑥継続的な活動ができる
- ⑦活動日の参加者名簿が準備できる
- ⑧平均参加者数5名以上（1回あたり、運営スタッフ含む）
- ⑨参加者のケガを補償する保険に加入している
- ⑩年間6回以上のサロンを開催する
- ⑪活動の中に、談笑の時間を設けている
- ⑫参加者からの入会金および年会費をとらないで運営している
- ⑬参加者から参加費をとって運営する事が望ましい（詳細はお問い合わせ下さい）



### 2. 助成対象とならないサロン団体

- ①会場が営業中の店舗によるもの
- ②サークル活動として発足したもの
- ③他の助成を受けている団体 **※応相談**

### 3. 助成申請金額

<b>基礎額<sup>※1</sup></b> <small>※上限 16,000 円</small>	+	<b>保険料補助</b> 4,000 円	+	<b>会場費補助</b> 4,000 円
--	---	-------------------------	---	-------------------------

#### ※1 基礎額計算式

前年度の平均 参加人数に 応じた事業費	×	前年度の サロン開催 実績数
---------------------------	---	----------------------

**表を参照**

平均参加人数	事業費
5人～10人	→ 800円
11人～20人	→ 1,600円
21人以上	→ 2,400円

# 助成の申請例 (豊岡わくわくサロンの場合)

## STEP1 前年度(令和7年度)の平均参加人数を求める

### 令和7年度の活動実績

表1

回数	開催日	参加者(運営スタッフ含む)
第1回	令和7年 4月	10人
第2回	令和7年 5月	11人
第3回	令和7年 6月	10人
第4回	令和7年 7月	9人
第5回	令和7年 8月	11人
第6回	令和7年 9月	10人
第7回	令和7年 10月	11人
第8回	令和7年 11月	12人
第9回	令和7年 12月	9人
第10回	令和8年 2月	11人
第11回	令和8年 3月	12人

参加者合計 116人

参加者合計

開催実績数

$$116人 \div 11回 = 10.545\dots人$$

↓ 小数点以下は四捨五入

平均参加人数 11人

## STEP2 平均参加人数を“表2”に当てはめる

豊岡わくわくサロンさんの場合、サロンの平均参加人数が11人～20人に該当するので、一回あたりの事業費は1,600円となります。

平均参加人数	事業費
5人～10人 →	800円
11人～20人 →	1,600円
21人以上 →	2,400円

## STEP3 前年度(令和7年度)のサロンの開催実績数を確認

表1を見ると、前年度(令和7年度)の開催実績数は11回だと分かります。

## STEP4 最後にSTEP2とSTEP3で求めた数を掛け合わせる

豊岡わくわくサロンさんの令和8年度申請額は次のとおりとなります。

$$1,600円 \times 11回 \div \underline{16,000円}$$

上限 16,000円

別途

- ・保険料を自己負担している場合は +4,000円
- ・会場費がかかる場合は +4,000円

4. 対象実施期間 令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

5. 申請期間 4月28日(火)に開催する申請書類等受領会にて申請いただきます。  
※上記日程で提出できない場合はご相談ください。

6. 報告書 助成金の交付を受けたサロン（団体）は当該年度終了後、活動報告書を提出していただきます。

#### 7. 助成金の返還について

「令和7年度の事業費総額」が「令和7年度に入間市社協から交付された助成金額」を下回る場合は、その差額分をお返しいただきます。返還金が生じる場合は令和8年3月19日(木)までに現金と報告書をご持参いただく必要がありますので一度ご連絡ください。

#### 8. その他注意事項

##### 1) 助成の選考について

助成の可否は、本会で審査した上で決定いたします。結果は5月下旬に郵送にてお知らせ致します。※不都合等により受領会（上記「5. 申請期間」に記載）後に申請された場合は、結果のお知らせ時期に変動が生じますので予めご了承下さい。

##### 2) 保険の加入について

- ・参加者のケガを補償する保険に加入していただくことが必要ですが、サロン主催者が保険を選択してください。
- ・ボランティア行事用保険は、サロンの参加者全員（運営スタッフを含む）の人数で加入してください。

##### 3) 振込先口座について

サロン独自の会計を持って運営をしていただくため、サロン専用の口座を金融機関で開設してください。

#### 8. 新規サロン団体スタートUP!!助成金

新たにふれあいいきいきサロン団体を立ち上げる団体に対し、立ち上げ準備資金として1万円を上限として助成します。助成を希望する団体は、**①会則②事業計画書③予算書④振り込み預金口座の写し**、を添付し申請してください。但し助成を受けた年度内に必ず6回以上のサロンを開催することを条件とします。6回未満の場合には全額を返還して頂きますので、ご注意下さい。

#### 申請・報告書類のダウンロードについて

ふれあい・いきいきサロン推進事業助成の申請・報告関連書類は入間市社会福祉協議会のホームページよりダウンロードしていただけます。

ダウンロード  
するには?

入間市社会福祉協議会トップページ → 各種申請書

→ ふれあい・いきいきサロン推進事業助成申請書・報告書

<保険について>

◎令和7年度から保険料の改定はありません。

名	社協の保険
称	ボランティア行事用保険
補償内容	<p>○主催者や参加者のケガを補償  <u>入院保険金日額 3,500 円</u>  <u>通院保険金日額 2,200 円</u> 他</p> <p>○主催者の賠償責任を補償  <u>対人事故</u>          1 名・1 事故 2 億円 (限度額)  <u>対物事故</u> 1 事故 1,000 万円 (限度額)</p> <p>○サロン会場への往復途上のケガも補償の対象となります。          (但し A プランのみ)</p>
備考	<p>保険料 (1 名あたり)          A プラン C プランともに          1 日 28 円          (最低保険料 560 円)</p> <p>○A プランは行事参加者全員で、C プランは行事参加見込み人数で加入する。</p> <p>○物損の場合は写真を撮っておくこと。</p>
注意事項	<p>A プラン：往復途上の補償有・当日の受付名簿に参加者の名前がもれなく記載されていること。</p> <p>C プラン：往復途上の補償なし</p>